

福岡県大牟田児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県大牟田児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	8
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	11
第Ⅲ部 一時保護所の運営	13
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	16
アンケート結果	
こどもアンケート結果	19

総評

(2024 年 11 月 14 日(木)～15 日(金) 実地調査実施分)

【優れている点】

- 小規模であり設備は古いですが、職員の創意工夫により温かな家庭的雰囲気が保たれ、一人ひとりの子どもへの関わりが丁寧になされています。また、私服着用や私物の持ち込みも可能で、子どもたちにとって居心地のよい一時保護所となっています。外出の機会は少ないですが、食事の献立、季節の行事、中庭ピクニックなど、子どもたちの生活を少しでも楽しくしようという工夫が凝らされています。
- 子どもの権利保障のための取り組みが権利ノート、権利学習などにより先進的に行われています。意見箱の利用、アドボケートの導入も定着し、職員との信頼関係に基づいて子どもたちの意見形成、意見表明支援が進んでいることが見受けられます。
- 一時保護所職員間の情報共有、十分な伝達、一人ひとりの子どもへの対応方針の一致が図られており、子どもが安心して生活できる環境が整えられています。職員のためのマニュアルは使いやすいものとなっており、職員研修のためにテーマごとの講義動画が作成され、多忙な職員が合間を見て各自研修を受けられるという画期的な方法がとられています。
- 子どもに関する情報の共有システムが稼働し、援助方針会議に一時保護課長が出席するほか、保護課会議の一部に所長、相談課長、里親・施設課長が出席して観察会議を開催し、所内の連携を構築するための方策が講じられています。

【今後に向けた改善点】

- 個別の子どものケースについて、一時保護所職員と児童福祉司、児童心理司が互いの活動を理解しあい、協働する連携がまだ不十分であることが見受けられました。子どもに最も身近に接し、24 時間の生活状況を観察している職員は子どもの意見表明支援者として、また意見聴取者として重要な役割を果たす立場にあります。一時保護所職員の専門性を向上させつつ、子どもの家族関係や心理状況に関する情報も共有したうえで、ケースワークにおいて子どもの意見を代弁し、最善の利益保障に貢献する支援者の一員として参画できる体制を構築してください。子どもの親、施設、里親などの関係者に対しても、一時保護所職員が一時保護所での生活を踏まえて子どもへの対応について意見を述べる場を設けることもお勧めします。
- 子どもの学習支援において、在籍校との連携が不足しています。在籍校から学習状況等を把握する様式は整っていますが、情報収集が児童福祉司の役割となっており、一時保護所内での学習に必要な適時適切な収集に至らず支援に生かされていない状況があります。適時適切な情報収集の工夫、出欠の扱い、学習指導人材の確保などの協力等が図られ、子どもの学習保障に繋がることを期待します。
また、在籍校への登校については子どもの希望があっても体制の確保が難しく実現に至らない状況です。一時保護委託先の確保や ICT の活用を含め、できる限り子どもの学習環境の場面からの分離を補完できるような検討が必要です。
- 子どもの入浴後早くからパジャマに着替えて生活をしていることや年齢に関わらず就寝時刻が一律であることなど、子どもの生活感覚からすると違和感のある日課がありました。改善を検討することをお勧めします。
- 性的マイノリティや障がいを持つ子どもの受け入れ態勢が整っているとは見られませんでした。今後、そのような理由で困難を抱える子どもの入所は増加していくことが予想されます。ハード面で個室化、またトイレや入浴などの個別化を図ること、対応のための職員研修を行うこと、基本的なマニュアルを準備しておくことなどを今後の課題として検討してください。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○子どもの権利ノートを熟読し、子どもたちに説明し、共有できるよう準備していただきたいと思います。 ○子どもの意見を聴くこと、その意見を代弁すること、そして子どもの質問に適切に答えられるようにすることを目指し、子どものケースワークに積極的に関わる姿勢を持っていただきたいと思います。 ○相互の仕事を理解する主体的かつ前向きな意識を持ち、自身の行動や組織への提案に繋げるよう努めていただきたいと思います。 ○専門性を高めるためどんな仕事をしたいか、どんな研修を受けたいか等の意見を出すことに努めていただきたいと思います。
児童相談所 (一時保護所)	○児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が対等な関係を持ってケースワークに関わるチームメンバーであるという認識を醸成し、相談部門と一時保護部門が人事異動や業務交流、良い実践の所内研修などを通じて連携強化の仕組みを検討し、実施してください。 ○一時保護所職員が保護者・学校・施設・里親などに子どもの状況を直接説明する機会を設け、そのことにより専門性を高め、外部機関との連携に関われるような取り組みの実施をご検討ください。 ○職員の心理的安全性が守られる環境を継続するため、職員の心理的安全を守るという観点から組織運営を振り返り続けてください。 ○性的少数者や障がいを持つ子どもの受け入れ、対応についての職員研修を行い、マニュアルを準備いただきたいと思います。 ○特性に応じた配慮・プライバシーの配慮ができる居室設定、未就学児の保育・教育ができる空間設定など生活空間の再設計をご検討ください。 ○入浴時間、就寝前の着衣、就寝時間に関する日課を見直していただきたいと思います。 ○在籍校との情報収集の方法、役割分担などを見直し、学習支援のための連携を強化してください。 ○長期滞在の子どもに対する外出機会を増やすことをご検討ください。
設置自治体	○小規模一時保護所の子どもの権利回復、権利保障のための個別対応を行える利点を活かしつつ、性的少数者や障がいを持つ子どもたちの受け入れにも目を配ってください。また一時保護所の改築が決定している点を生かし、個室化やトイレ、入浴の個別化を実現してください。そして、それらを実現するためにも先進的な他の一時保護所の視察等も行っていただきたいと思います。 ○小規模支援の利点を生かした、個々の子どもの状況に応じた子どもの安心につながる支援を安定的に確保するために一時保護所職員体制を見直していただきたいと思います。

	○一時保護所の職員配置など長期にわたり児童養護施設に準ずる基準でしたが、令和 6 年 3 月の内閣府令に基づく条例の制定を活かし、権利擁護・職員配置基準・所持品など早急に対応を進めてください。また引き続き、行動観察をきちんと実施し、短期間の心理治療やカウンセリングや生活指導を行う安全・安心な一時保護所が運営されることを目指していただきたいと思います。
国	○一時保護所は本来小規模で、一時保護ガイドラインに基づく個別対応ができるようにすることが不適切養育を受けてきた子どもに必要であるという認識を踏まえ、規模や受け入れ人員、職員数などについてさらに適正な基準を見直してください。 ○一時保護所は専門性が高い施設で、また緊急性も高く、加えて混合処遇や保護期間の長期化等課題が多い現実があるにも関わらず、児童養護施設に準ずる最低基準等が世紀以上も放置されていました。しかし、令和 6 年 3 月に内閣府令が公布されたことで今後は基準等がより前進することを期待します。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

○こどもの権利ノート

今回拝見した「こどもの権利ノート」は児童相談所の一時保護所に来る子どもに焦点を当て、その生活の中で起きるであろう子どもの現実の不安を救いあげる形で子どもの権利を細やかに語るといった内容となっており、柔らかな挿絵と相まって、とても素晴らしい冊子でした。これまでの権利ノートにありがちなルールブック的な内容や、他人の権利も守ろうということが優先する編集とは全く異なり、子どもの権利条約の理念や、条文一つひとつの解釈を現実の目の前の子どもに伝えたい、あなたを大事にしたいという思いが溢れています。子どもの意見表明権保障のページでは、既に活動が開始されているアドボケイトやこども権利擁護部会についても丁寧に触れられています。この点については別途パンフレットも作成されていました。この権利ノートは先駆的なモデルとして、全国の児童相談所が参考にして欲しいものです。

○子どもの権利学習

一時保護所内で定期的に職員と子どもと一緒に子どもの権利学習を行っていることは、特筆すべき取り組みだと思います。子どもの権利ノートを一度説明しただけで子どもの権利意識が醸成されるということはありません。生活の中での権利保障と並行して権利学習を行うということは、大変に有意義に違いありません。またこの学習により、子どもの権利について職員の理解も深まっていることがうかがわれました。さらに学習方法を工夫し、継続されることを期待します。

また、子どもの権利に関する一時保護所での取り組みを是非児童養護施設や里親にも伝え、取り組みを広げていただきたいと思います。

○子どもへの個別的支援

一人ひとりの子どもの状況に合わせそのニーズを理解し、可能な限り子どもの自由を保障する支援がなされていました。小規模である利点を生かし、個々の子どもの特性理解や対応が職員間で共有されています。日常的な子どもとの関わりにおいても、子どもの意見や気持ちを受け止め丁寧に対応されている場面が多くみられました。

子どもたちからも「この一時保護所に来てよかった」「嫌なことが何もない」という感想が多かったです。小規模の一時保護所だからこそ実現できる対応だと言われるかもしれません。しかし、虐待や不適切養育から救い出されてきた子どもが大人に対する信頼と人間としての尊厳を回復する場という一時保護所の機能を果たすためには、この規模で一人ひとりの子どもに寄り添うことが一時保護所の本来あるべき姿だと思います。

○アドボケイトの導入

いち早く、子どもの意見表明支援員(アドボケイト)の導入が図られ、定期的な訪問が行われていました。アドボケイトに対する一時保護所職員の理解が進んでおり、子どもが安心してアドボケイトと接することができる環境が整えられていると見受けられました。これまで特に相談事案はなく一緒に遊ぶということが主だったということでしたが、現地調査の当日に子どもからの訴えを聞き取ったアドボケイトから職員に迅速に趣旨が伝えられ、すぐに自然な形で対応が図られるという現場を拝見することができました。アドボケイトに対する職員の信頼関係があつてこそその対応だと感じました。

子どもは様々な場面に応じて色々な大人に話を聞いてもらうことができるという当たり前のことを、一時保護所を利用した子どもたちが実感できるよう、今後とも職員とアドボケイトとの連携・協力関係を継続して維持していただきたいと思います。

○職員間の綿密な引継と連携

子どもに関する記録のデータ化と全職員での共有に加え、朝の口頭による職員引継が綿密に行われていました。経験のある職員から比較的新しい職員への OJT の役割も果たしているものと思われます。一時保護所内での子ども対応の動きを見ても、それぞれの子どもに対する職員の対応姿勢に齟齬がなく、職員間の連携が円滑になされている状況が確認できました。

子ども本位の養育・支援の実現には、心理的安全性が守られる組織運営が基盤となります。そうした観点においても組織運営を振り返り続け、あらゆる立場の人にとって働きやすい場であり続けることを期待します。

○観察会議の実施

一時保護所と児童福祉司、児童心理司との間で子どものケースへの対応を共有するため、数年前から月一回保護課会議の一部に観察会議を組みこむ形で相談課の管理職が出席し、ケースについて協議する時間が設けられています。子どもの意見聴取等措置の義務が法定され、ケースワークの基軸としなければならない状況の下で、日常的に子どもの意見を聞き、質問を受け、説明をする立場にある一時保護所職員がケースワークを担う一員として参加することは欠かせません。後述するとおり、この点についてはまだまだ課題も多いですが、その一歩としての協議の場を定期的に設置していることは評価できます。

そして、さらなる連携を進めるために、一時保護所ガイドラインが定める週 1 回の観察会議開催を目指すことをお勧めします。

【今後に向けた改善点】

○子どもへの権利の説明時の工夫

素晴らしい子どもの権利ノートですが、これを子どもに説明するのは入居時に児童福祉司から行うということでした。一時保護をされたばかりの混乱状態で不安の中にある子どもに権利ノートを読んで説明をしても、その内容がただちに理解できるとは思えません。まずは「子どもには子どもの権利があり、大切にされなければならないのだけれど、あなたはその権利を傷つけられてきてしまった。だから辛かったり、悲しかったこともあり、大変だったと思う。一時保護所はあなたが心や体を休め、あなたの権利を回復する手伝いをするところ。」という前提の説明を子どもにしていきたいと思います。

その時点では権利の一つ一つの説明というよりも、子どもの権利の根底にある理念(例えば①生まれてきてよかったね、②ひとりぼっちじゃないんだよ、③あなたの道は、あなたが選んでいいという三本柱での表現)を、言葉だけではなく、態度や眼差しも含めて伝えることを心がけてはいかがでしょうか。そのうえで子どもの権利ノートの説明自体は後日、子どもが少し落ち着いてから児童福祉司だけではなく一時保護所職員も行うということでもよいのではないかと、子どもの権利学習の中で繰り返し語り合うこともあっていいのではないかとことを含め、ご検討ください。

先駆的な取り組みをされている一時保護所であるからこそ、さらに一歩先への展開を期待します。

○職員の子どもの意見聴取者・代弁者としての使命

一時保護所での子どもの意見聴取義務の実践は児童福祉司やアドボケートだけの役割ではなく、一時保護所職員こそがその重要な担い手です。子どもは面接の時だけではなく、何気ない会話の中で、食事や遊びの合間に、寝床に入ってからなど、言葉や仕草で自分の気持ちをそと表現します。特に親がどうしているか、今後の自分の道筋がどうなるのかということについては多大な関心を持ち、期待もし、また不安も抱えているはずで、聞きたいこと、相談したいことも多いはずです。これを救いあげられるのは、生活を共にしている一時保護所の職員です。一時保護所の職員が子どもの意見聴取や今後の方針についてのフィードバックに適切に関わるためには、ケースワークに参加する一員として児童福祉司や児童心理司と情報や方針を共有し、対応姿勢を一致させ、役割分担をしておくことが必要です。上述した観察会議は、まさにその目的のもとに開かれているはずです。

しかし、観察会議での議論を聞いていると、必ずしも児童福祉司や児童心理司の間で情報が十分に共有されていなかったり、方針についての意見交換が密になされていない状況が伺われました。一時保護所の職員は、自分たちのアセスメントが十分に援助方針の検討に生かされているという認識が持てず、相談部門との距離を感じる職員が少なくない状況があります。相談部門との連携をより密にし、互いの活動を理解しながら協力できる関係を築いていきたいと思ひます。

子どもの権利回復、権利保障は子どもを真ん中に、つまり子どもの意見を基軸として取り巻くおとなたちの緊密なチームワークがあって初めて可能となります。支援者たちはそれぞれ専門性を持ち、役割は異なりますが、対等な関係を維持しながら互いに敬意を払い連携することが大切です。

児童相談所の職員一人ひとりがそのような認識を持ち、一時保護所の職員が子どもの意見聴取者・代弁者としての使命を自覚して、チームの一員として児童福祉司や児童心理司と密に協働できる関係の構築を目指すことを期待します。

○性的マイノリティ、障がい有する子どもの対応

これまでに性的少数者や障がい有する子どもの受け入れ経験が少なかったこともあり、一時保護所全体での態勢が整っているように見られませんでした。今後、そのような理由で困難を抱える子どもの入所は増加していくことが予想されます。改築も控えているとのことですので、ハード面では個室化やトイレ、入浴などの個別化を図ることをご検討いただき、ソフト面では対応のための職員研修を行うことや基本的なマニュアルを準備しておくことなどを今後の課題としてご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	S
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	A
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	B
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	A
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	A
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	B
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○落ち着いた環境づくり 定員 10 人の小規模な一時保護所ですが、閉塞感がないようにリビング・食堂・学習室が整備され家庭的な雰囲気を出しています。また、子どもや職員の作品などを行事に合わせて廊下に掲示するなど落ち着いた環境づくりがなされており、子どもにとっても自分の作品が掲示されていることは大事にされていると感じることができ、評価できます。 ○きめ細かな健康管理と食事の工夫 看護師の配置により、検温等の検査や薬の管理などきめ細かな指導がなされています。また、施設へ入所する子どもには健康診断の一環として検便の実施をしています。また医療面だけでなく食事の面では、給食で子どもが食べたいメニューを子どもに聞き取りしたり、退所する子どもへの嗜好アンケートを実施するなど、子どもの嗜好に合うように丁寧に対応していることは評価できます。 ○研修の充実 一時保護所のマニュアルや研修は基本的な事項が学べる内容になっています。また、ローテーション勤務や職場の特性を配慮して研修動画が作成されており、職員からも好評です。所内人材を活用した研修や外部研修への派遣も実施され職層や経験に応じて受講勧奨がなされるとともに、職員の学ぶ意欲も高く、組織的な質の向上が期待できます。 業務ごとに課題や年間の目標も記載され、集合研修の場面のみでなく、OJT や業務運用の場面でも活用されることを期待します。また、児童養護施設や里親の研修・交流も増やすことで、退所児童の変化なども学べるような改善も是非ご検討ください。 【今後に向けた改善点】 ○施設環境・人員体制の改善 性加害・性被害・非行・障がい児等の入所にあたり、他の部門からの職員応援体制・他の児相からの援助など、特段の配慮・弾力的な運用・工夫が求められます。また、定員に合わせた適時適切な保護や子どもの個別性を尊重したプライバシー保護の支援実現に向け、施設環境・人員体制の改善の取り組みが求められます。そして、24 時間男女混合の状況であるため夜勤体制は厳しく、男女職員の夜間配置は喫緊の課題です。そのための職員の負担増に対応できるよう、職員の確保にあたってください。 ○夜間指導員、学習補助員の研修 他県では、夜間指導員による一時保護所内の施設内虐待事案も出ています。学習補助員や夜間指導員に子どもの入所理由などは説明されているようですが、採用初期、またその後も定期的に入所理由のみならず、被虐待児の愛着障害、確認行動、退所先などについて専門的な研修が必要と思われます。 また学習支援員の勤務時間が短く、授業準備、高校生への補修、学習以外のレクリエーションへの参加などの余裕がないようです。勤務時間の延長を検討してはいかがでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	B
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	S
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	A
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	B
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○<u>子どもとの関わり</u> 子どもの特性に合わせた配慮や対応のポイントが引継ぎや保護課会議により職員間で共有され、実際の対応の場面にも生かされていました。また職員から子どもへの温かく、理解的な問いかけが自然に行われ、子どもの要求に対しても待たせることなく即時に応答されていました。 子どものアンケートでも「話をよく聞いてくれる」「大切にされていると感じる」の項目のポイントが高く、以下の個々の項目における良い点を含め、全体として子どもの安全基地としての機能が発揮されています。 ○<u>施設の居心地の良さ</u> 施設全体が明るく清潔に保たれているとともに、床などの木目調のしつらえや温かみのある壁色、季節を感じるこ とができる掲示物や壁面を利用した子どもの取り組み紹介などの工夫もあり、子どもにとっての居心地の良さに繋がる空間づくりがされていました。 ○<u>食事</u> 食事は適時適温で、味付けや彩など子どもが食欲をそそる工夫があり、かつ定期的にピクニックランチが行われるなど食事の形態や場所の演出も含め子どもが楽しく食事ができる工夫がなされています。 ただ、食堂は子どもの侵入を防ぐ目的から調理をしている様子が見られない構造としているとのことですが、安全面に配慮しつつも、もう少しオープンで家庭的な雰囲気のある食堂が望ましいと考えます。 ○<u>私物の扱い</u> 衣類や学習用品など子どもが所持していた私物を持ち込んで使用することが、適切な管理のもと柔軟に行われていました。それぞれの子どもへの個別的な対応、可能な限りの安心と自由の保障の理念があってこそその実践であり、高く評価できます。 ○<u>行事</u> 全体で実施する行事については多様で、子どもが楽しく参加できる工夫があるとともに季節の行事を取り入れるなど教育的な観点も備えた内容が計画的に行われていました。現在は所内での取り組みが中心となっているため、高学年・中高生向けに社会見学(図書館・博物館)や遠足を計画するなど更なる工夫があるとより良いと思われます。 【今後に向けた改善点】 ○<u>日課の設定</u> 入浴時間が夕食前に設定されており、夕食時や就寝時までの自由時間において居室以外でパジャマを着用して過ごす状況となっています。清潔保持及び子ども同士の距離間、特に男女混合の環境であることから子どもたちの感覚に影響する可能性があり、不適切で配慮に欠ける対応です。入浴時間や衣類の取扱いについて改善が望まれます。 ○<u>就寝時間</u> 平日の小・中・高校生の就寝時間が 21 時に設定されています。高学齢児にとっては早すぎると思われます。土・日・祝日前日等においては既に工夫がなされているとのことですが、より子どもの実態に即した柔軟な対応を検討

討していただきたいと思います。高学齢児の就寝時間をずらすことにより子どもの生活実態に合わせた対応とするとともに、高学齢児と職員が個々に対応できる時間を創出し、子どもの安心感の醸成やよりきめ細かい子どものアセスメントに繋げていくことが期待できます。

○学習・保育

プリント学習の状況などにより、個々の子どもの習熟度を一定程度把握された対応がなされています。在籍校から学習状況等を把握する様式は整っていますが、情報収集が児童福祉司の役割となっており、一時保護所内での学習における適時適切な収集に至らず、支援に生かされていない状況があります。在籍校からの情報収集について学校の理解を得ながら一時保護部門が直接にメール等でデータのやり取り等を行う形にするなど、関係者の負担を考慮しつつ、子どもの支援に生かしていくことが望まれます。

さらに、教育委員会との一時保護中のきめ細かい連携、出欠の扱い、学習指導人材の確保などの協力等が図られ、総合的な子どもの学習保障に繋がることを期待します。

また、在籍校への登校については子どもの希望があっても体制の確保が難しく実現に至らない状況です。一時保護委託先の確保や ICT の活用を含め、できる限り子どもの学習環境の場面からの分離を補完できるような検討が必要です。加えて、未就学児に配慮した空間設定がなく、対応は限定的にならざるを得ず、保育・教育の連続性を保障しにくい状況です。保護委託を進めているとのことですが、幼児の保育・教育が行える一定のスペースの確保と小さな子どもが安心して過ごすことのできるしつらえの工夫が望まれます。

○親子関係再構築等ケースワークとの協働

援助方針の検討にかかる相談部門と一時保護部門の協議の場は重層的に設けられており、連携の仕組みとしては整っており、優れた点です。しかしながら、個々の支援の場面においては、子どもに最も身近な一時保護部門が援助方針について「子どもの意見や気持ちを踏まえ、総合的に判断されている」と受け止め難い状況が生じていることが職員の自己評価やヒアリングから見受けられます。こうした状況は、援助方針を見据えた生活場面での子どもケアや関りの工夫、退所後の生活への連続したサポート体制を構築しにくくしています。連携の仕組みを個々の支援の場面におけるケースワークとの協働に生かしていく工夫が望まれます。

相談部門と一時保護部門間の職員の人事異動や業務交流の実施、さらに上手い取り組みを児童相談所全体で発表し組織として共有する機会を設ける事などにより、相互の仕事の理解や尊重の機運醸成の一助とすることもご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	B
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	B
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	A
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	A

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【優れている点】 ○記録、情報の共有システム 前日の当直者が子どもの記録を作成し、翌朝には一時保護所の職員に引き継がれます。またその内容は、相談課、里親・施設課にも伝わるシステムになっています。相談課、里親・施設課の子どもの記録情報も一時保護所から随時把握でき、きめ細い早急な対応も可能になっています。 月 1 回の保護課会議で、所長、児童福祉司、児童心理司の同席による子どもの観察会議が開催され、組織間の情報の共有、個別間のケースカンファレンスなどが重層的に設けられています。 【今後に向けた改善点】 ○一時保護所職員の専門性の向上 行動観察の記録が単に複数の職員の記録の取りまとめになっており、一時保護所の専門的な行動観察になっていない面が見受けられます。一人ひとりの職員が可能な限り所内会議に参加し、子どもの関係機関と直接連携する場を増やし、一時保護所職員として意見を述べる場を増やす取り組みを検討してください。そのことが、職員の意識改革・専門性の向上・モチベーション向上に繋がり、一時保護所の専門性を活かした行動観察、行動診断が可能になることを期待します。 また、月 1 回行われるようになった観察会議をさらに週 1 回の開催を目指すことも併せてご検討ください。 ○相談部門との連携 連携の仕組みはあるのですが、個々の子どもの支援の場面においては、最も子どもに身近な一時保護所職員が子どもの家庭の状況や心身の状況などを十分に把握できておらず、また一時保護所職員の行動診断が相談部門に十分に受け止められていない状況が見受けられます。一時保護所における子どもへのケア・アセスメントが、家族、本人、生活環境などの総合的な情報共有を基盤とし、相談部門との連携により行われることが子どもの最善の利益保障に繋がるものと考えます。今後、より一層の相互連携の工夫を目指すことが望まれます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	B
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	A
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	A
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A